

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則

昭和34年7月7日

規則第53号

最終改正：令和6年5月31日

(事務の委任)

第1条 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）に基づく次に掲げる事務（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務を除く。）は、保健福祉事務所長に委任する。

- (1) 条例第8条の規定により、ふぐ営業の認証を与えること。
- (2) 条例第9条第2項の規定により、ふぐ営業認証書（以下「認証書」という。）を交付すること。
- (3) 条例第9条第3項の規定により、認証書を書き換え、及び再交付すること。
- (4) 条例第16条第1項の規定により、ふぐ営業の廃止の届出及び認証書の返納を受理すること。
- (5) 条例第17条第1項の規定により、必要な報告を求め、及び当該職員をして条例第8条の規定により認証を受けた営業の施設（以下「認証施設」という。）その他の場所の立入検査をさせること。
- (6) 条例第19条第2項の規定により、営業者の地位の承継の届出を受理すること。
- (7) 条例第21条第1項の規定により、必要な措置をとることを命じ、認証を取り消し、及び業務の停止を命ずること。

(試験の公告)

第2条 条例第4条第1号の規定により、知事が行うふぐ包丁師試験（以下「試験」という。）の日時、場所、受験願書の提出期限その他試験の実施について必要な事項は、あらかじめインターネットの利用その他の方法により公告する。

(試験の科目)

第3条 試験は、学科試験及び実技試験とする。

2 学科試験は、次の科目について行う。

- (1) 水産食品の衛生に関する知識
- (2) ふぐに関する一般知識
- (3) 条例及びこの規則に関すること。

3 実技試験は、次の科目について行う。

- (1) ふぐの種類及び臓器鑑別

(2) ふぐの取扱い実技

(受験の手続)

第4条 試験を受けようとする者は、ふぐ包丁師試験受験願書(第1号様式。以下「受験願書」という。)に写真(出願前6月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて知事に提出しなければならない。

(受験票の交付)

第5条 知事は、受験願書を受理したときは、ふぐ包丁師試験受験票(第2号様式)を交付する。

(合格者名簿の登載及び合格証書の交付)

第6条 知事は、試験に合格した者をふぐ包丁師試験合格者名簿(第3号様式)に登載するとともに、合格者に対し、合格証書(第4号様式)を交付する。

(免許の申請)

第7条 条例第4条の規定により、ふぐ包丁師の免許を受けようとする者は、ふぐ包丁師免許申請書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 前条の合格証書の写し又は条例第4条第2号の他の都道府県知事等の免許等を受けていることを証する書類の写し及び知事が適当と認める試験に合格したことを証する書類
- (2) 医師の診断書(条例第6条第1号に該当しない旨及び精神の機能の障害又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚醒剤の中毒者であるかないかを記入したもの)
- (3) 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲げる者にあつては、旅券その他の身分を証する書類の写し)
- (4) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した正面向き、無帽、上半身像、無背景で縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。第9条第1項において同じ。)

(ふぐ包丁師名簿及びふぐ包丁師免許証)

第8条 条例第5条第1項の規定により登録するふぐ包丁師名簿は、第6号様式とする。

2 条例第5条第2項の規定により交付するふぐ包丁師免許証(以下「免許証」とい

う。)は、第7号様式とする。

(免許証の書換え及び再交付申請)

第9条 条例第5条第3項の規定により、免許証の書換え又は再交付を受けようとする者は、ふぐ包丁師免許証書換え(再交付)申請書(第8号様式)に写真2枚を添えて、当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日(亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知った日)から15日以内に知事に提出しなければならない。

2 前項の申請が氏名の変更に係るときは、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を添付しなければならない。

3 免許証を亡失した者が、免許証の再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、速やかに当該免許証を知事に返納しなければならない。

(ふぐ営業認証の申請)

第10条 条例第8条の規定により、ふぐ営業の認証を受けようとする者は、ふぐ営業認証申請書(第9号様式)に、次に掲げる書類を添えて営業の施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長(営業の施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事)に提出しなければならない。

(1) 専属のふぐ包丁師の免許証の写し

(2) 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第55条第1項の規定による営業(食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業に限る。)の許可を受けていることを証する書類の写し

(3) 調理場施設の配置図

(4) 専用廃棄物容器及び使用器具の大要を記載した書類

(5) 廃棄物の処分方法を記載した書類

(ふぐ営業台帳及びふぐ営業認証書)

第11条 条例第9条第1項に規定するふぐ営業台帳は、第10号様式とする。

2 条例第9条第2項に規定する認証書は、第11号様式とする。

(認証書の書換え及び再交付申請)

第12条 条例第9条第3項の規定により認証書の書換え又は再交付を受けようとする

者は、ふぐ営業認証書書換え（再交付）申請書（第12号様式）を当該書換え又は再交付の申請の理由となる事実が発生した日（亡失による再交付の申請の場合にあつては、その事実を知った日）から15日以内に認証施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長（認証施設が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市又は寒川町の区域内にある場合にあつては、知事。第3項及び第17条において同じ。）に提出しなければならない。

- 2 前項の申請が専属のふぐ包丁師の変更に係るときは免許証の写しを、その他の変更に係るときはその事実を証明する書類をそれぞれ添付しなければならない。
- 3 認証書を亡失した者が、認証書の再交付を受けた後、失った認証書を発見したときは、速やかに当該認証書を認証施設の所在地を管轄する保健福祉事務所長に返納しなければならない。

（知事が衛生上必要と認める事項）

第13条 条例第14条第1項第3号に規定する知事が衛生上必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1）ふぐを凍結する場合は急速に行うこととし、その保管は摂氏零下18度以下の低温下で行うこと。
- （2）ふぐを解凍する場合は、流水等を用いて迅速に行うこと。
- （3）ふぐを解凍した後は直ちにふぐの処理をすることとし、再度の凍結は行わないこと。

（死亡又は失踪の届）

第14条 条例第15条第1項の規定による届出は、ふぐ包丁師死亡（失踪）届（第13号様式）によるものとする。

（ふぐ営業の廃止届）

第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、ふぐ営業廃止届（第14号様式）によるものとする。

（当該職員）

第16条 条例第17条に規定する当該職員は、法第30条第1項に規定する食品衛生監視員とし、その身分を示す証票は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）に定める食品衛生監視員の証とする。

（営業者の地位の承継の届出）

第17条 条例第19条第2項の規定による営業者の地位の承継の届出は、承継届（第15号様式）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて認証施設の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出しなければならない。

- (1) 営業の譲渡による承継の場合 認証書及び営業の譲渡が行われたことを証明する書類
- (2) 相続による承継の場合 認証書、戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し及び相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書
- (3) 合併による承継の場合 認証書及び合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- (4) 分割による承継の場合 認証書、当該営業を承継した法人の登記事項証明書及び当該営業を承継したことを証明する書類

（適用除外となる場合）

第18条 条例第24条に規定する知事が特に認めた場合とは、ふぐ包丁師が直接指導を行うふぐ取扱いの技術講習会（以下「講習会」という。）とする。

2 講習会を行う者は、ふぐの取扱い技術講習会開催届（第16号様式）に指導するふぐ包丁師の免許証の写しを添えて当該講習会の実施の日の7日前までに知事に提出しなければならない。

（書類の経由）

第19条 条例及びこの規則により、知事に提出する書類（受験願書を除く。）は、住所（講習会については、その開催場所。以下同じ。）が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域以外の区域内にある場合には、当該住所の所在地を管轄する保健福祉事務所を経由しなければならない。ただし、住所が県外にある場合においては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にされた改正前の第7条第1項の規定による免許の申請であつて、この規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第21号）附則第2項の規定により同条例による改正後の神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）第4条第2号に該当する者とみなされる者が同条の規定によりふぐ包丁師の免許を受けようとする場合における改正後の第7条（第4号に係る部分を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。